

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(1) 業務内容

小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

(法第8条第17項)

(2) 小規模多機能型居宅介護の指定

	<p>事業者の代表者 (法人の代表者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であること ・ 別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること (認知症対応型サービス事業開設者研修) ・ 法人の規模によっては、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者とすることが可能
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人員基準</p>	<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であること ・ 別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること (認知症対応型サービス事業管理者研修) ・ 事業所ごとに配置すること ・ 常勤であり専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること <p>ただし次の場合は、兼務が可能とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理者が当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある4種類の施設等の職務に従事する場合 (事業所の管理に支障がない場合) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内にある4種類の施設等 ①地域密着型介護老人福祉施設 ②地域密着型特定施設 ③認知症対応型共同生活介護事業所 ④介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所であるものに限る) </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人員基準</p>	<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修) ・ 専ら計画作成の職務に従事する者であること <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、次の兼務を可能とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある4種類の施設等の職務に従事する場合 <p>※4種類の施設等については、管理者を参照</p>

	<p>介護従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤であること 資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。 ・ 1人以上は看護師又は准看護師であること（非常勤可） 次の場合は、兼務が可能とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内にある4種類の施設等の職務に従事する場合（4種類の施設等については、管理者を参照） <p>ア) 夜間及び深夜の時間帯を除く時間帯</p> <p>①常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに、1人以上配置すること（3：1）</p> <p>②常勤換算方法で、訪問サービスの提供にあたり、1人以上配置すること</p> <p>イ) 夜間及び深夜の時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務を行う者を2人以上（その内1名は宿直勤務でも可）配置すること <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊サービスの利用者がいない場合にあつては、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う者を1人とすることができる </div>
	<p>登録定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録定員は25人以下とする
<p>設備基準</p>	<p>居間及び食堂 台所 宿泊室 浴室 消火設備その他の 非常災害に際して 必要な設備 その他必要な 設備及び備品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備は、専ら当該事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該事業の提供に支障がない場合は兼用できる ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること (防火安全対策について、取手市消防署と事前に協議すること) ・ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、<u>3㎡に通いサービスの利用定員（登録定員の2分の1から15人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限）を乗じて得た面積以上であること</u> ・ 上記にかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる ・ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる ・ 1の宿泊室の床面積は、<u>7.43㎡以上（内法）</u>とする <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の2つを満たす宿泊室（以下「個室」という）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、<u>おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の上限）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</u> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、上記の個室以外の宿泊室の面積に含めても差し支えない

設備基準	立地	・利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにすること
-------------	-----------	---